

技 発 第 4 4 0 号
令和4年10月28日

島根県建設産業団体連合会長 様

島根県土木部技術管理課長
(公 印 省 略)

建設発生土の有効利用並びに掘削に伴う建設発生土の取り扱いについて

表記の件について、別添のとおり国土交通省中国地方整備局を通じて、国土交通省総合政策局公共事業企画調整課長補佐ならびに国土交通省水管理・国土保全局河川環境課河川保全室企画専門官、治水課課長補佐から、会計実施検査の結果を受けた事務連絡がありました。

つきましては島根県関係課、地方機関の長ならびに市町村長、関連団体あてに別添により通知しましたのでご承知おき下さい。

なお、掘削に伴う建設発生土の取扱いについては、河道掘削工事だけでなくすべての工事を対象としている旨、国土交通省中国地方整備局に確認しております。

担当 農林設計基準グループ 白築
shiratsuki-harue@pref.shimane.lg.jp
TEL : 0852-22-5942
FAX : 0825-25-6329